

社会福祉法人緑樹会が発注するグリーンヒルホーム グループホーム建設工事
「一般競争入札」の公告

社会福祉法人緑樹会が発注するグリーンヒルホーム グループホーム建設工事は、次の通り一般競争入札により行います。

令和3年3月29日

社会福祉法人 緑樹会
理事長 石井 貴志

1. 工事概要等

- 1) 工事名 社会福祉法人緑樹会 グリーンヒルホーム グループホームA棟建設工事
- 2) 工事場所 山梨県北杜市明野町上手字下反保 240 他
- 3) 工事概要
 - ① グループホームA棟建設工事
構造 木造2階建
延床面積 542.14 m²
建築面積 288.51 m²
 - ② 外構工事
構内道路及び駐車場の舗装工事、植栽、フェンス工事 他
- 4) 工期 令和3年5月17日から令和4年3月31日。
- 5) 予定価格 非公表

2. 一般競争入札参加資格について

山梨県における建設工事（建築一式）の競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を満たし、かつ社会福祉法人緑樹会による対象工事に係る入札参加の確認を受けた者であること。

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 北杜市、韮崎市及び南アルプス市内に本店または支店を有し、現在山梨県における入札参加資格（建築一式）の格付がB以上であること。
- 3) 一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する主任技術者で、本入札に参加する者と直接かつ恒常的な雇用関係（入札日以前3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある1名を対象工事に配置できること。主任技術者が他の工事と兼務する場合は、対象工事の詳細を提出し許可を得ること。
- 4) 対象工事に係る設計業務を受託した者でなく、また当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

設計業務受託者 : 株式会社佐野建築研究所甲府事務所

住所 : 山梨県甲府市丸の内2-12-15 甲和ビル

- 5) 入札の日以前6ヶ月以内に手形及び小切手の不渡りを出していないこと。
- 6) 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから2年を経過しない者ではないこと
- 7) この工事の公告の前日1月間に、山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。
- 8) 会社更生法に基づく更生手続きの開始の申し立て、又は民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き又は民事再生手続きの開始決定を受けた者を除く）ではないこと。
- 9) この公告の日から入札の時までの間において、山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- 10) 国税、山梨県税、市長村民税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

3. 設計図書の配布及び入札参加資格確認資料の提出

3. 1 設計図書の配布

- 1) 配布期間 令和3年3月30日～令和3年4月7日 尚、配布時間は平日の10時00分～16時00分までとする。
- 2) 配布方法 緑樹会 法人本部にて入手すること。尚、入手に際しては所定の用紙に会社名、氏名等必要事項を記入すること。
設計図書は入札時に返却するものとする。

3. 2 入札参加資格確認資料の提出

- 1) 受付期間 令和3年4月1日～令和3年4月9日 受付時間は平日の10時00分～16時00分までとする（最終日は12時まで）。

2) 提出書類

- ① 営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類であればパンフレットでも可とする）
- ② 登記簿謄本（発行から3カ月以内）
- ③ 財務諸表（過去1年分）
- ④ 国税、山梨県税、市町村民税、消費税の納税証明書
- ⑤ 直近の経営事項審査結果通知書の写し

2) 提出方法

緑樹会 法人本部（明山荘新館1階）に直接持参し提出すること。

3) 留意事項

- ① 申請書及び資料の作成に係る経費は全て提出者の負担とすること
- ② 提出された資料は返却しない
- ③ 提出期限日以降における資料の差し替え及び再提出は認めない
- ④ 期限までに申請書及び資料を提出しない者、又は緑樹会が入札参加資格がないと判断した者は入札に参加することができない

3. 3 入札参加資格確認結果の通知

- 1) 入札参加資料を確認後、入札参加資格が無いと判断した場合は、令和3年4月14日までに、

その理由を付して書類で通知する。

- 2) 入札参加資格がないと判断された者が、その理由について詳細な説明を求める場合は令和3年4月16日までにFAXにより質問すること。
- 3) 緑樹会は、2)の手続きにより詳細な説明を求められた時は、原則として令和3年4月20日までにFAXにて回答する。

4. 問い合わせ先

1) 設計書の内容に関する事項

E-Mailにより、「株式会社佐野建築研究所甲府事務所」宛に令和3年4月15日までに通知すること。(メールアドレス) nakazawa@sano-archi-aa.co.jp

質問に対しては、質問者にE-Mailするとともに各質問書を提出した日の2日後から入札日の前日まで、緑樹会ホームページに掲載して回答する。

2) 設計図書以外の事項

社会福祉法人緑樹会 法人本部

北杜市明野町上手520 (Tel)0551-25-2512(代) (Fax)0551-25-2513

(Mail)admini@ryokuju.com

5. 入札手続き等

1) 現場説明

現場説明は行わない。

2) 入札及び開札の日時

令和3年4月22日10時30分に開札する。入札書類は10時00分までに直接持参し提出すること。

3) 入札及び開札の場所

社会福祉法人緑樹会 明山荘新館2階会議室

開札は、北杜市立ち合いの下で緑樹会関係者が行い、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により入札者の立ち合いはないものとする。

4) 入札書類

入札に際し提出する書類は下記とする。

- ① 入札書
- ② 工事費内訳書
- ③ 工程表

②の工事費内訳書と③の工程表は、①の入札書とは別に封書に入れて提出のこと。

5) 入札方法(入札金額)

落札者の決定に当たっては入札金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。工事費内訳書には上記入札金額と消費税10%を含めた(110/100に相当する)金額を併記すること。

6) 入札の無効

入札参加者であっても、入札時において2. 項に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7) 入札執行回数は2回とする。

入札が不調の場合、再入札まで行うものとする。

8) 工事費内訳書

- ① 入札に際し、工事費内訳書は必ず提出するものとし、提出する入札書にこれを添付して行うものとする。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価、金額等を明らかにすること。尚、本工事費内訳書において、数量又は単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。
- ② 設計図書を熟読の上現地調査を行い、記述無きものも必要と思われるものは見積り範囲内とする。

9) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除する。

契約保証金は、契約金額の10%相当を納付するものとする。但し、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

10) 落札者の決定方法及び落札者への通知

- ① 入札・開札において、予定価格を下回る範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、落札者となる者が2社以上ある場合は、当日15時に同じ場所にてくじ引きで落札者を決定する。該当する者には開札後速やかに連絡する。
- ② 入札が不調になった場合は、入札者を対象として同日15時00分に再入札を行うこととし、入札者には開札後速やかにその旨連絡する。
再入札においても有効な入札が無い場合は、再入札における最低価格入札者と交渉する。この交渉が不調になった場合は、2番目に低い価格の入札者と交渉する。これらの交渉における落札者の決定は、発注者である緑樹会の判断によるものとする。
- ③ 入札結果は落札者にのみ緑樹会から通知する。

11) 入札参加者は、競争契約入札心得（電子入札用、平成30年4月1日改正）及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

12) 入札書及び資料の作成等に係る経費は全て提出者の負担とする。また、提出された資料は返却しない。

6. 外構工事に関する特記事項

1) 構内道路及び駐車場は、造成工事で路盤工まで完了している。表層工事の施工に際しては、路盤の状況をチェックし、必要に応じて不陸調整・締固め等の作業を行うこと。

2) A棟への給水管敷設工事も工事範囲とするが、入札時においては詳細未定のため別途工事扱いとする。落札者と後日協議し、決定する。

7. 支払い条件

1) 前払い金	契約後 30 日以内	請負金額の 20%
2) 中間払い	1 回 契約後 7 ヶ月経過時	請負金額の 40%
3) 完工時払い	完工引渡し後 2 週間以内	請負金額の 40%

8. その他

- 1) 最低制限価格無し。
- 2) 契約書は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款を用いるものとする。
- 3) 落札者は、建設業法に規定する技術者または別に定める要件を満たす技術者を専任させなければならない。
- 4) 入札参加者の申請を行った者は、2. 1) ～ 10) の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。
- 5) 入札に参加しようとする者は談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約書の条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- 6) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。
- 7) 提出された資料は、緑樹会において公表し、また無断で本目的以外に使用することはない。
- 8) 2. 4) に示した「当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと」とは、次のア又はイに該当する者ではないものであること。
 - ア 当該受託者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- 9) 落札者が工事を施工する中で、設計図書の熟読及び十分な現地調査を行っても予測できない事態に直面した時は、工事内訳書の工事単価にて精算することを基本とする。工事費内訳書に記述されていない工事(単価)については監理者の査定を得て精算する。
- 10) 本建築工事（グループホームA棟）に遅れること2ヶ月程度で隣接地にグループホームB棟の建設が開始される予定である。その場合、工期は殆ど重なることになるが重機の搬入・稼働、資機材の搬入・保管、安全作業等々においてB棟の建設工事を施工する会社と十分な調整を行ない、問題が発生した場合は当事者間で解決すること。